

給与勧告の仕組みと 本年の勧告のポイント

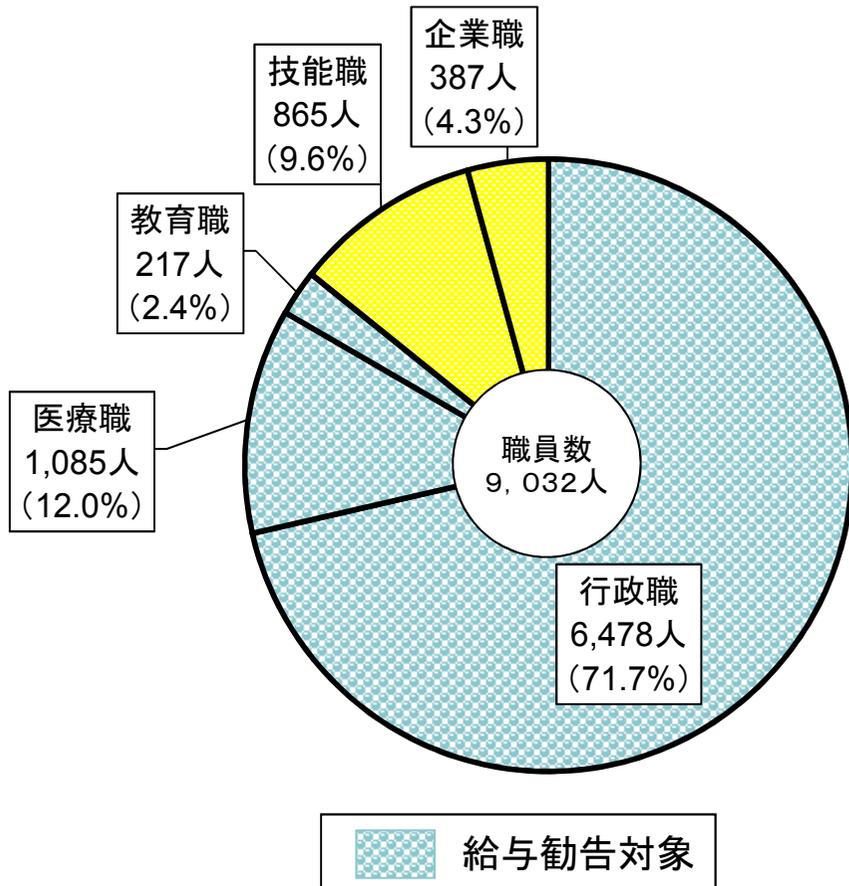
平成26年9月
さいたま市人事委員会

目次

| | | |
|---------------------------|-------|---|
| ① 給与勧告の対象職員 | | 1 |
| ② 給与勧告の手順 | | 2 |
| ③ 民間給与の調査 | | 3 |
| ④ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較(1)) | | 4 |
| ⑤ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較(2)) | | 5 |
| ⑥ 民間給与との較差に基づく給与改定 | | 6 |
| ⑦ 期末手当・勤勉手当の改定 | | 7 |
| ⑧ 本年の給与勧告 | | 8 |
| ⑨ 最近の給与勧告の実施状況(行政職給料表) | | 9 |

① 給与勧告の対象職員

さいたま市人事委員会の給与勧告の対象となるのは、行政職・医療職・教育職の7,780人です。



※給与勧告の対象となる職員の職種・適用される給料表は下表のとおりです。

| 区分 | 適用給料表 | 職種 |
|-----|-----------|------------------|
| 行政職 | 行政職給料表 | 行政事務、技師、消防職、保育士等 |
| 医療職 | 医療職給料表(1) | 医師、歯科医師 |
| | 医療職給料表(2) | 薬剤師、獣医師、栄養士等 |
| | 医療職給料表(3) | 保健師、助産師、看護師等 |
| 教育職 | 教育職給料表(1) | 市立高等学校に勤務する教育職員 |
| | 教育職給料表(2) | 市立幼稚園に勤務する教育職員 |

注1 このほか、再任用職員についても、給与勧告の対象職員です。

注2 県費負担教職員(市立小中学校等に勤務する教育職員等)は、埼玉県条例が適用されるため、本委員会の勧告の対象外となっています。

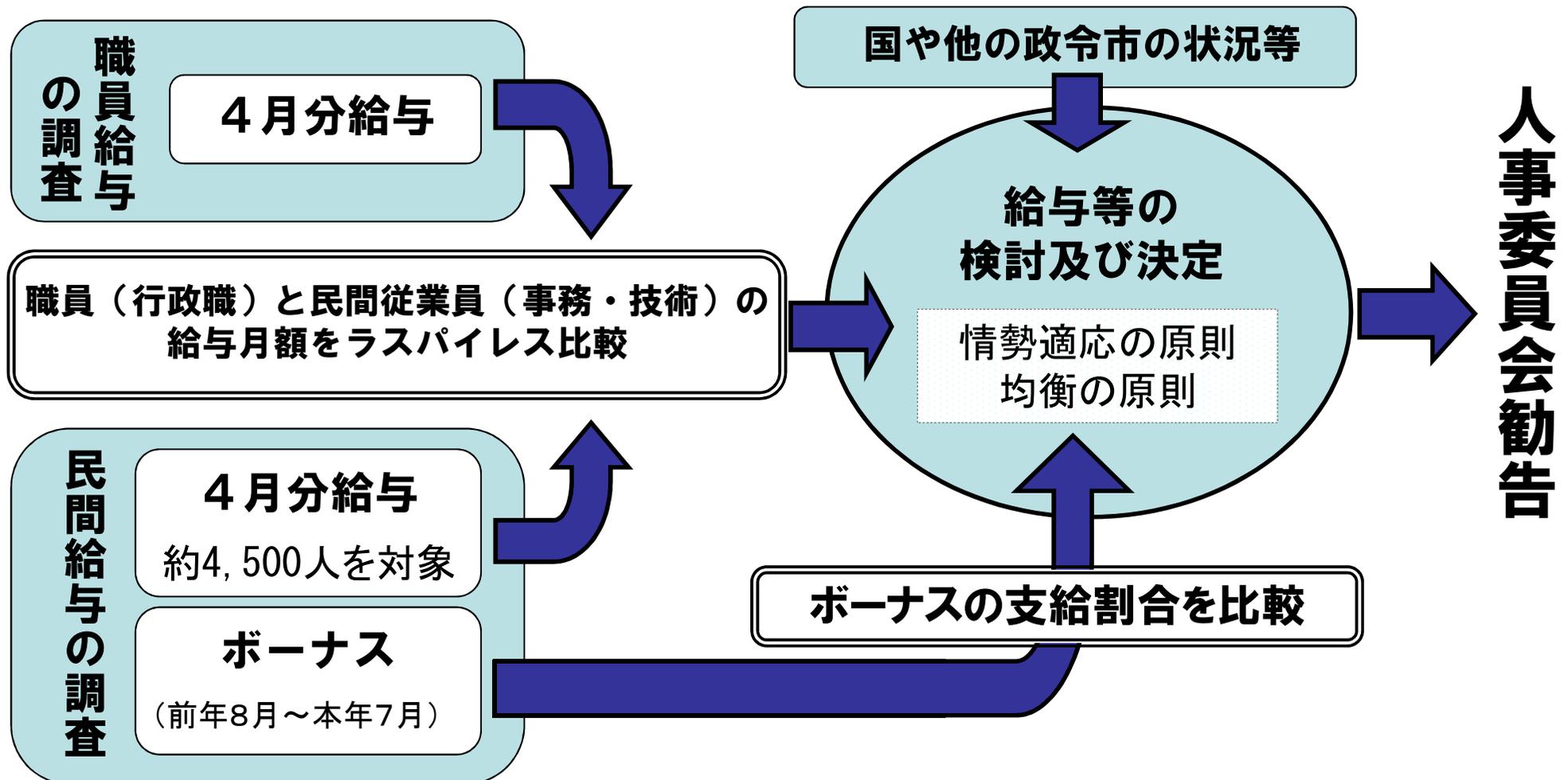
②給与勧告の手順

(1) 4月分の給与月額を比較

さいたま市職員と民間事業所従業員の4月分の給与月額を調査・比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。

(2) ボーナスを比較

民間のボーナスの過去1年(前年8月から本年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



③民間給与の調査

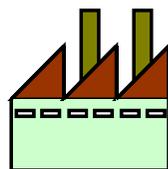
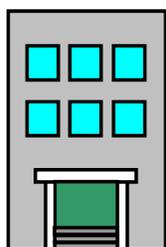
さいたま市人事委員会では、職種別民間給与実態調査を人事院(国の機関)、他の人事委員会(都道府県、政令市等の機関)と共同で実施し、民間事業所従業員の給与を調査しました。

平成26年職種別民間給与実態調査

(H26. 5. 1~6. 18に実施)

調査対象の事業所

(いわゆる正社員が50人以上の事業所)



市内438事業所中

120事業所

事業所ごとのボーナスの調査

(H25. 8~H26. 7支給分)

調査した従業員

(パート・アルバイト・契約社員などを除きます。)



事務・技術

4,046人

医療・教育等

423人

従業員ごとの4月分給与の調査

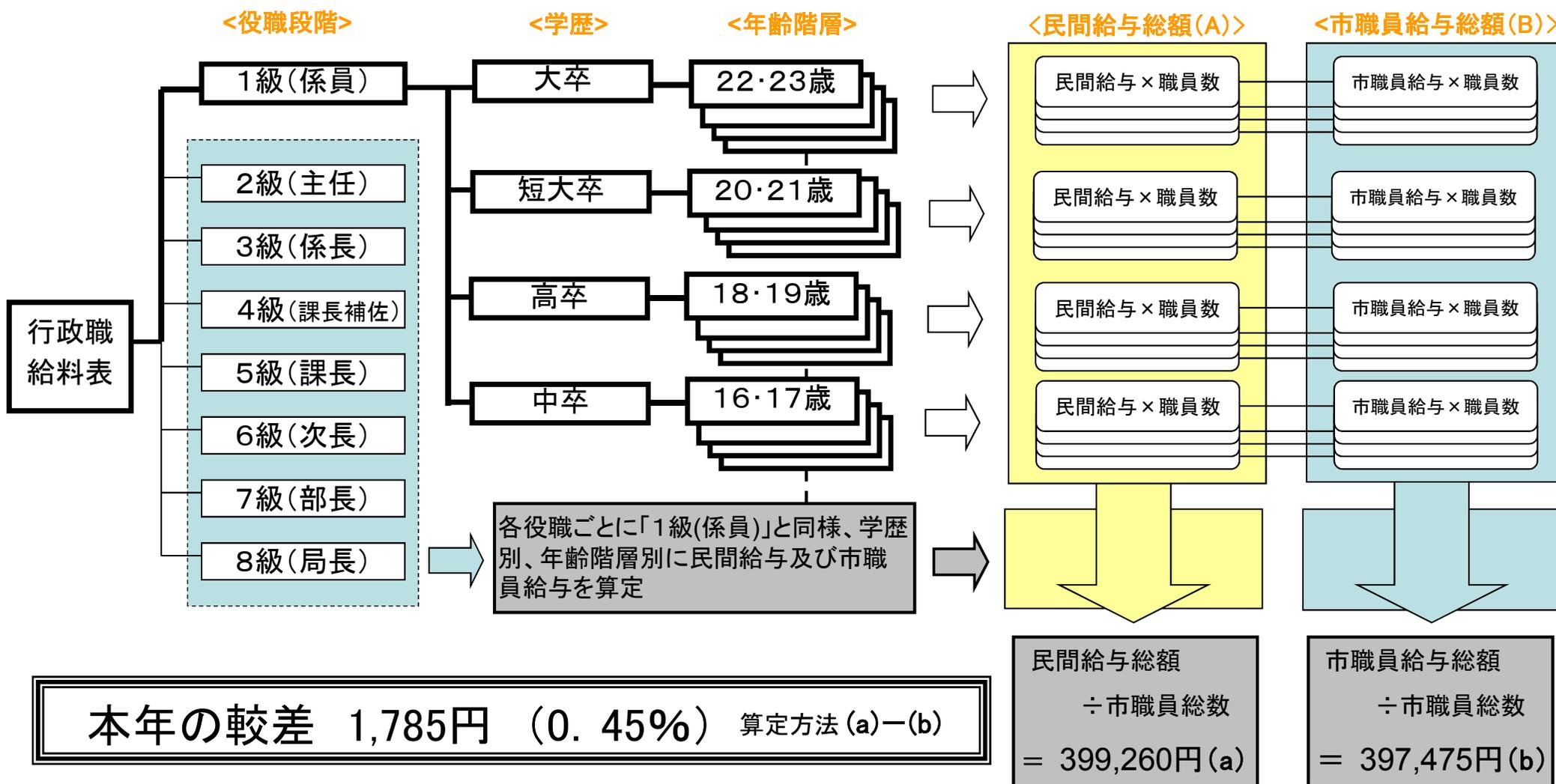
(4月分給与・役職・学歴・年齢)

その他初任給、諸手当、給与制度等の調査

④ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較(1))

給与月額のみならず、給与月額の公民比較(ラスパイレス比較)においては、個々の市職員に民間の給与額を支給した場合の支給総額(A)と、現に支払っている支給総額(B)とを比較して、どの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、①役職段階、②学歴、③年齢階層別の市職員の平均給与と、同条件の民間の平均給与のそれぞれに市職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



⑤ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較(2))

ラスパイレス方式による比較は、民間従業員の給与月額を役職段階、年齢、学歴別に整理し、それを本市職員の数構成に置き換えて比較するもので、異なる条件を一切考慮しない単純平均で比較を行う場合に比べて、民間従業員の給与の実態をより反映したものとなっています。

単純平均値で比較した場合の例

A社とB社の年齢別給与は、いずれもB社の方が2万円高いにもかかわらず、人数構成の違いから、平均給与ではA社の方が高くなっています。

A社

| 年齢 | 人数 | 平均給与 |
|-----|-----|------------|
| 20歳 | 30人 | 20万円 |
| 30歳 | 30人 | 30万円 |
| 40歳 | 30人 | 40万円 |
| 合計 | 90人 | 平均 30万円 |

B社

| 年齢 | 人数 | 平均給与 |
|-----|-----|--------------|
| 20歳 | 40人 | 22万円 |
| 30歳 | 30人 | 32万円 |
| 40歳 | 20人 | 42万円 |
| 合計 | 90人 | 平均 29.8万円 |

単純平均値で比較した場合

ラスパイレス方式による比較の例

A社の人数構成によって比較すると、B社は平均32万円となり、A社はB社に比べて2万円低くなります。

A社の人数構成に合わせた場合の
B社の平均給与

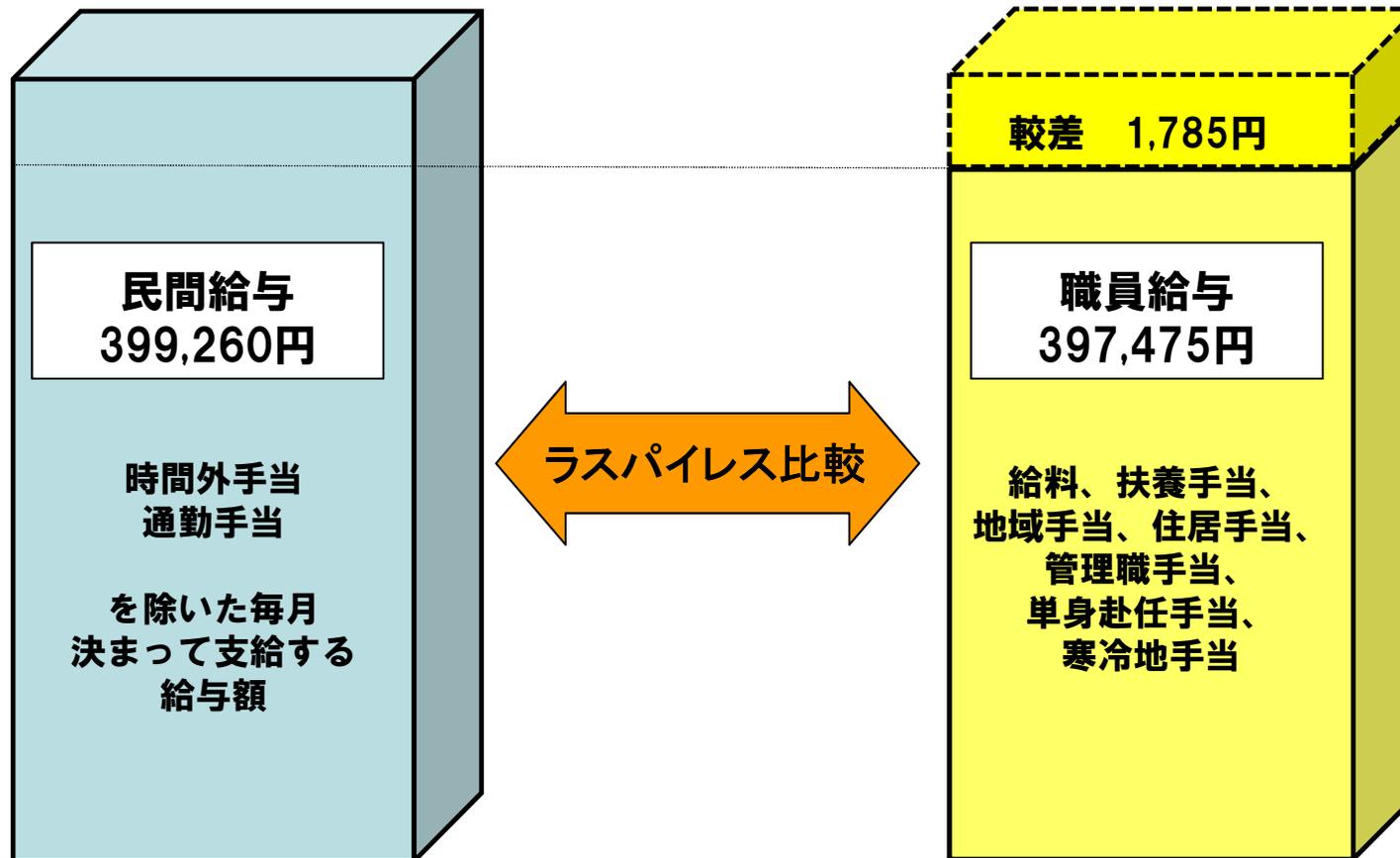
| 年齢 | 人数 | 平均給与 |
|-----|-----|------------|
| 20歳 | 30人 | 22万円 |
| 30歳 | 30人 | 32万円 |
| 40歳 | 30人 | 42万円 |
| 合計 | 90人 | 平均 32万円 |

人数構成
を置換え

ラスパイレス方式で比較した場合

⑥ 民間給与との較差に基づく給与改定

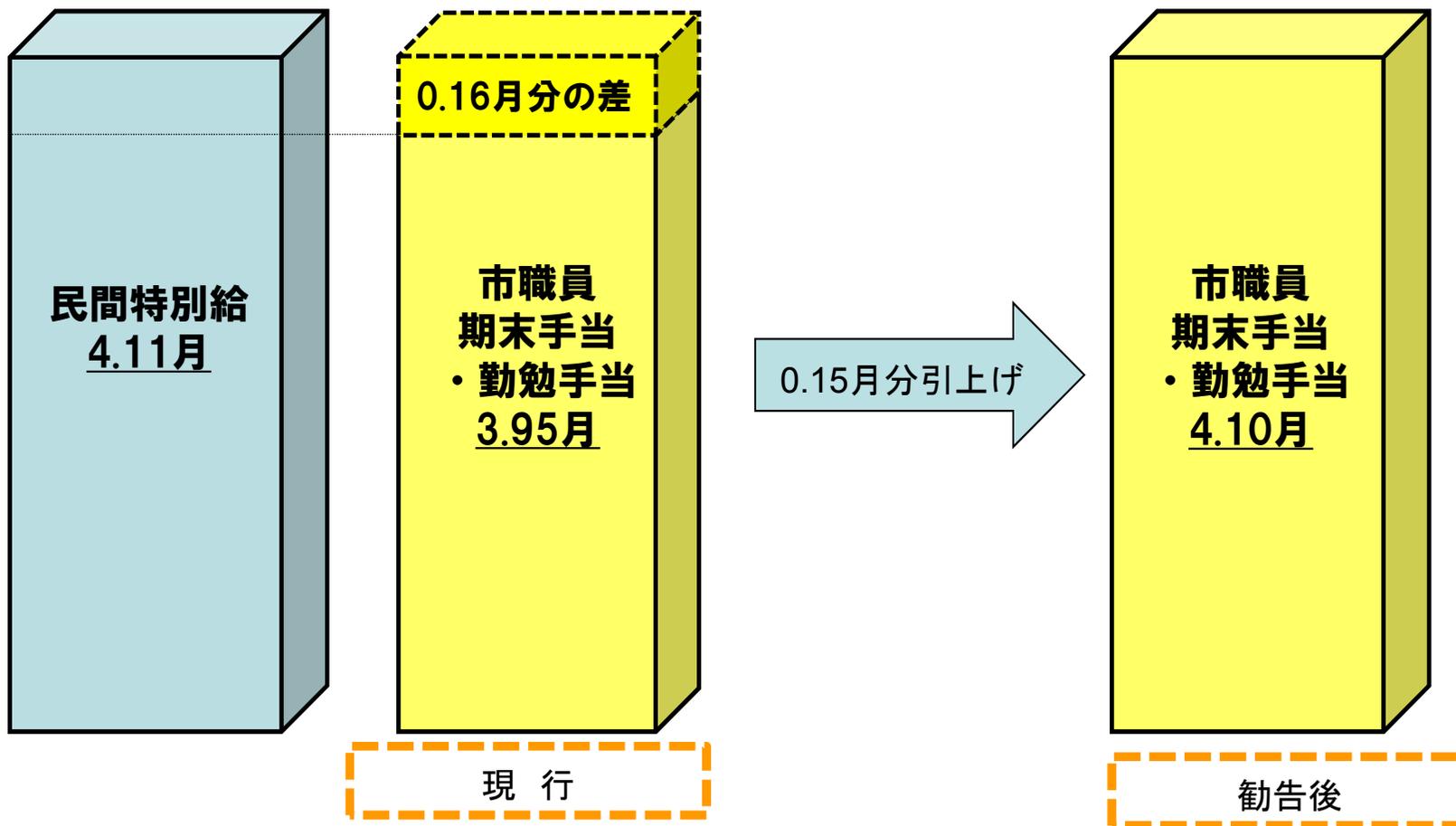
本年の民間給与との較差 1,785円(0.45%)を解消するため、給料表の引上げ改定を行うこととしました。



- ・職員は消防職、保育士等を除く行政職給料表適用者(平均年齢40.8歳)
- ・職員及び民間従業員ともに本年度の新卒採用者は含まれていません。

⑦ 期末手当・勤勉手当の改定

民間の特別給の支給割合が、本市職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数を0.16月分上回っているため、支給月数を引き上げることとしました。



※ 期末手当・勤勉手当の支給月数は、0.05月単位として、小数点第2位を「二捨三入」する。
(例) 4.08月～4.12月 ⇒ 4.10月 4.13月～4.17月 ⇒ 4.15月

⑧ 本年の給与勧告

1 給与月額の上上げ

職員の給与が民間の給与を1,785円(0.45%)下回っていることからこの較差を解消するため、給料表を引上げ改定
行政職給料表

・初任給を1,900円引き上げ、2級の若年層も同程度の改定

・3級以上の級は平均改定額を基本に引上げ、各級の高位号給は平均改定額を下回る改定。この際3、4級については、高齢層職員の在職状況を等を踏まえて改定

※ その他の給料表は行政職給料表との均衡を基本として改定。ただし、医療給料表(1)は人事院勧告の内容に準じて改定

2 医師の初任給調整手当の改定

人事院勧告の内容に準じて改定

3 期末手当・勤勉手当の上上げ(3. 95月分 → 4. 10月分)

職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が、民間の特別給の支給割合を下回っていることから、支給月数を0.15月分引上げ

4 実施時期

平成26年4月1日から実施。ただし、期末手当・勤勉手当については、平成26年12月期の支給に関する改定は条例の公布日、平成27年6月期の支給に関する改定は平成27年4月1日から実施

⑨最近の給与勧告の実施状況（行政職給料表）

さいたま市職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、給与月額又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いていましたが、本年は7年ぶりのプラス改定となりました。

| | 給 与 月 額 | 期末手当・勤勉手当 | | 平均年間給与額の増減 |
|-------|------------------|----------------|--|------------|
| | | 年間支給月数(較差月数) | | |
| 平成15年 | △4,898円 (△1.13%) | 4.40月 (△0.25月) | | △18.3万円 |
| 平成16年 | 据置き19円 (0.00%) | 据置き (0.02月) | | — |
| 平成17年 | △1,921円 (△0.45%) | 4.45月 (0.05月) | | △1.0万円 |
| 平成18年 | △459円 (△0.11%) | 据置き (△0.01月) | | △0.8万円 |
| 平成19年 | 259円 (0.06%) | 4.50月 (0.05月) | | 2.6万円 |
| 平成20年 | 据置き46円 (0.01%) | 据置き (0.02月) | | — |
| 平成21年 | △791円 (△0.19%) | 4.15月 (△0.35月) | | △15.6万円 |
| 平成22年 | △1,179円 (△0.28%) | 3.95月 (△0.20月) | | △10.2万円 |
| 平成23年 | △1,213円 (△0.30%) | 据置き (0.02月) | | △1.9万円 |
| 平成24年 | 据置き190円 (0.05%) | 据置き (0.02月) | | — |
| 平成25年 | 据置き△87円 (△0.02%) | 据置き (0.01月) | | — |
| 平成26年 | 1,785円 (0.45%) | 4.10月 (0.15月) | | 8.5万円 |

(注) 期末手当・勤勉手当の年間支給月数は勧告後の支給月数を、また、較差月数について、据置きの年は民間支給割合との差を、その他の年は引上げまたは引下げ勧告の月数を表す。